

7

生活・産業

1 国際金融都市・東京の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・
経済産業省)
(都所管局 政策企画局・総務局・産業労働局)

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くための都の抜本的な
取組を支援すること。

<現状・課題>

都では、平成29年11月に「「国際金融都市・東京」構想～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～」を策定し、現在は構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進しているところである。

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くためには、都のみならず国や民間の関係事業者が三者一体となって取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税の軽減（国家戦略特区制度における優遇税制の活用等）などを行うこと。
- (2) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、平成30年度に新たに導入した東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (3) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への貸金支払を可能とする労働基準法上の特例を創設すること。
- (4) 資産運用業・フィンテック系の外国企業を誘致するため、特区により、
 - ① 誘致企業で働く高度金融人材に対する高度人材ポイントの特別加算を実現すること。
 - ② 都が実施するフィンテック分野等における「アクセラレータプログラム」参加者への創業活動を行うための在留資格特例を実現すること。

- (5) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成手法や効果的な広報・意識啓発手法、国際仲裁施設整備の在り方等を検討の上、必要な措置を講じること。

2 MICE推進施策の抜本的な強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (2) MICE誘致におけるマーケティング戦略を強化すること。
- (3) MICE分野に携わる専門人材の育成を強化すること。

<現状・課題>

MICEの誘致を巡る国際的な競争が激化する中、シンガポールやソウルなどアジアの競合都市では、国家戦略として大規模的なMICE施設の整備を進めるとともに、誘致・開催に向けた支援や海外プロモーション活動の強化を図り、誘致競争力を高めている。

こうした状況を受け、都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」を策定し、更なるMICE誘致に向けた取組を進めている。

今後、海外都市との誘致競争に勝ち抜き、東京でのMICE開催を増やしていくためには、国と自治体が連携して主催者にとって強いインセンティブとなる誘致・開催に係る経費助成などの支援制度をより一層強化することが必要である。

さらに、国や自治体はもとより、JNTO、コンベンションビューロー、企業、国内主催団体などMICE分野に携わる関係主体が連携するとともに、マーケティング戦略や専門人材の育成など、MICE推進施策を抜本的に拡充強化することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (2) MICE市場動向を調査・分析し、競合国の動向や我が国において必要なMICE施設ニーズ等を的確に把握するなど、MICE誘致に係るマーケティングを強化すること。
- (3) MICE分野において国際的に通用する専門人材の育成を更に強化するため、必要な措置を講じること。

3 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和

(提案要求先 法務省・外務省・国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 観光目的で来訪する外国人旅行者に対し査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に観光目的で来訪する外国人旅行者に対して、査証発給要件の緩和措置を行うこと。

<現状・課題>

外国人旅行者に対する査証については、これまで段階的に発給要件が緩和されてきたが、多くの国・地域において依然として査証の取得が必要である。

いよいよ開催まであと2年に迫った東京 2020 大会の開催時には、様々な国・地域から旅行者が訪れることが予想される。東京 2020 大会を契機として多くの外国人旅行者を受け入れるとともに、その後の観光振興につなげていくためにも、東京に世界からの注目が集まるこの機会を生かした取組を展開することが重要である。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めたところである。都においても、2020年に2,500万人の訪都外国人旅行者数を目指しており、PRIME 観光都市・東京（東京都観光産業振興実行プラン2018）においては、新たに市場別の目標を定めたところであり、東京 2020 大会開催の契機も捉えながら、着実に査証発給要件の緩和措置を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 大会の開催を契機として多くの外国人旅行者を受け入れ、その効果を全国へ波及させるため、大会開催時に来訪する外国人旅行者に対する短期滞在査証の免除措置や申請手続の簡素化など、大会の開催に合わせた査証発給要件の緩和措置を行うこと。

4 外国人旅行者の受入環境整備の拡充

(提案要求先 金融庁・総務省・経済産業省・国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線LAN等の整備を推進すること。
- (2) 外国人旅行者がキャッシュレス旅行を行うための環境の整備を推進すること。
- (3) 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (4) 外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組を推進すること。
- (5) 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、今後、東京に対する世界からの注目が更に高まることが予想される。外国人旅行者の関心やニーズの高まりを実際の訪都旅行へつなげるとともに、滞在時の満足度を高め、再来訪や更なる誘致を推進する上で、外国人旅行者に対する受入環境の整備が一層重要となっている。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めたところであるが、外国人旅行者の利便性及び満足度の向上に向け、受入環境整備の促進、支援を積極的に図っていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者が多く集まる観光地等において、外国人の誰もが利用しやすい無料の公衆無線LANや多言語で観光情報を提供するツールとしてのデジタルサイネージの整備が図られるよう、国自らがその導入を進めるとともに、各地域に対しての支援を行うこと。
- (2) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、クレジットカード等の利用の拡大とその利便性を向上させる環境整備を推進すること。
 - ① 支払手段としてのクレジットカード等の利用が一層進むよう、外国人旅

行者の利用が見込まれる中小規模の飲食店、ホテル・旅館、鉄道、タクシーなどを中心に、利用可能施設の拡大を強く業界団体等へ働きかけること。

- ② 外国人旅行者の消費行動における利便性を向上させるため、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードでキャッシングや現金引き出しが可能な自動現金引出機の設置促進を強く業界団体等へ働きかけるとともに、自動現金引出機の場所や利用方法などの情報について外国人旅行者への周知を図ること。
- (3) 外国人旅行者への免税販売に関して、事業者等への普及啓発などを通じて免税店舗の拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (4) 汎用性・機能性が高い公共交通機関等の共通パスの発行・普及に向け、外国人旅行者の移動の利便性を高める「割引共通フリーパス」について、民間事業者の取組・連携を促進するとともに、外国人旅行者へのPR等による普及促進を行うこと。
- (5) 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を行うこと。

5 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等にも対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

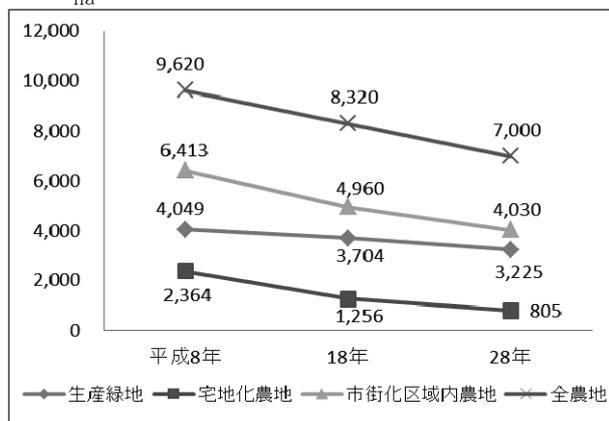
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち3/4以上が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付け面積統計、東京の土地 2016

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

6 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、企業自らが実施する「働き方改革」の取組に対してインセンティブを付与するなど、施策の推進を図ること。「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。
- (2) 長時間労働の抑制と健康障害防止の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働に繋がる商慣行の是正に取り組むこと。

<現状・課題>

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2020年に達成すべき数値目標を設定している。

また、都においては、「ライフ・ワーク・バランス」の実現のため、2020年に向け、働き方改革の推進などの目標を設定し、働き方や休み方の改善などに取り組む企業への支援などを進めている。

平成30年4月、時間外労働の上限規制や有給休暇の時期指定付与といった労働基準法の改正などの働き方改革関連法案が国会に提出され、同年6月29日成立となった。

とりわけ長時間労働の抑制など労働時間の管理については、法の趣旨を踏まえ適切に運用されることが重要であるため、施行にあたっては、改正の趣旨や内容の周知徹底とともに、中小企業への適正な運用に向けた支援が必要である。

さらに、法令違反等に対する指導・監督の強化や、過重労働による健康障害防止やメンタルヘルス対策など労働者の安全と健康の確保に努めていく必要がある。

一方、働き方改革への関心が高まり、中小企業においても長時間労働を前提とした企業風土や職場環境を見直す動きはあるものの、取引先による休日労働や深夜労働につながる発注など、長時間労働につながる商慣行の是正が必要となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き

方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援に向けた取組を促す施策を推進すること。

加えて、企業がそれぞれの状況に応じた働き方の見直しに踏み出すことができるよう、取組に対するインセンティブを付与すること。

また、働き方の見直しに取り組む企業に対し、業務の効率化など生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。

- (2) 長時間労働の削減に向けて、以下の取組の一層の推進を図ること。
- ① 労働関係法令違反が疑われる企業等に対し、重点的な指導・監督を引き続き実施するとともに、法違反が認められる場合には、当該企業が法令を遵守するよう、積極的な是正指導を行うこと。
 - ② 時間外労働時間の上限規制等の働き方改革関連法の改正にあたっては、改正の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、適切な準備や運用がされるよう、中小企業に対する支援を行うこと。
 - ③ 過重労働による健康障害の防止に向けた取組やストレスチェック制度の周知啓発や職場環境改善への活用など、労働者の安全と健康の確保に向けた適切な取組が促されるよう必要な支援を講ずること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、休日労働や深夜労働につながる発注の抑制など、長時間労働に繋がる商慣行の是正に向けた取組を行うこと。

参 考

(1) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2010年)数値目標
(抜粋)

数値目標設定指標	現状(直近の値)	2020年
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.8%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用の割合	8.2%	5%
年次有給休暇取得率	47.6%	70%
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	60.7%	100%
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	14.8%	29%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%
自己啓発を行っている労働者の割合	43.3%(正社員) 16.4%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
男性の育児休業取得率	2.30%	13%

(2) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要

※労働時間関係抜粋

○労働基準法関係

- ・時間外労働の上限規制
- ・月60時間超の割増率にかかる中小企業への猶予措置廃止
- ・有給休暇の時期指定付与
- ・フレックスタイム制の見直し
- ・高度プロフェッショナル制度の新設

○労働時間等設定改善法

- ・勤務間インターバル制度の普及促進等

○労働安全衛生法

- ・高度プロフェッショナル制度により働く者等に対する面接指導の実施
- ・産業医・産業保健機能の強化

(3) 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置

- 1 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、医師による面接指導を確実に実施する。(義務)
- 2 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、面接指導等を実施するよう努めるものとする。(努力義務)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成28年4月1日付基発0401第72号)の別添「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、テレワークの導入が促進されるよう、普及啓発や企業への支援策などを拡充すること。また、テレワークが適切に実施されるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。

<現状・課題>

テレワークは情報通信技術を活用し時間と場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、働き方改革の起爆剤として期待がされている。

また、在宅や身近な場所での勤務などを可能とすることから、育児や介護といった家庭と仕事の両立や、時差通勤といった通勤混雑の緩和にも資するものである。

このため、国においては、本年7月、テレワークを東京 2020 大会のレガシーとするよう、東京 2020 オリンピックの開催日である7月24日を中心に2日以上期間でテレワークを実施する「テレワーク・デイズ」を実施し、気運醸成を図ったところである。

なお、都においても、テレワークの普及促進を図るため、従業員規模30人以上の都内企業のテレワーク導入率を、2017年度の6.8%から2020年度には35%とする目標を設定し、達成に向けた取組を強化していくこととしている。

東京 2020 大会の開催を2年後に控え、テレワークの導入が進むよう、さらなる気運醸成とともに企業の具体的な取組の促進が必要である。

一方、雇用型テレワークにおいては、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能な一方、労働時間の管理が難しい、仕事と仕事以外の切り分けが難しい、長時間労働になりやすい等の課題がある。このため、適切な労務管理がなされるよう、平成30年2月「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」が策定された。

また、自営型テレワークについても、契約に係る紛争の未然防止と、自営型テレワークを良好な就業形態とするため、平成30年2月、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」が「自営型テレワークの適切な実施のためのガイドライン」として改定されたところである。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会に向けて、テレワークの活用が進むよう、テレワーク・デイズの取組などテレワークの気運醸成を強化すること。
- (2) 中小企業をはじめ企業のテレワーク導入が促進されるよう、企業への支援策を拡充すること。また、企業のテレワークの導入にあたり適切に労務管理

- がなされるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。
- (3) 自営型テレワークについて、契約に係る紛争を未然に防止し適切な実施がされるよう、ガイドラインの普及啓発等を図ること。

7 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法の「指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 平成30年の精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加、民間企業の法定雇用率2.2%への引き上げに伴い、企業に対する周知徹底や事業主に対する支援策を講ずること。

<現状・課題>

都における平成29年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、1.88%と過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.0%を下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

また、障害者の雇用においては、雇用されても離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法における差別禁止と合理的配慮義務にかかる「指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、平成30年4月1日からは、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わり、民間企業の法定雇用率が2.2%へ引き上げられるとともに、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が広がったことから、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、差別禁止や合理的配慮の規定の施行に伴う指針の周知徹底などを行うこと。

(2) 平成30年4月からは、改正障害者雇用促進法により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加され、民間企業の法定雇用率が2.2%へ引き上げられたことから、精神障害者の雇用に関する中小企業を含めた企業への理解促進や事業主に対する支援策を講ずること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

平成29年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成25年度 (対前年比)	116,167.0 (2.9%)	24,148.5 (10.2%)	8,929.5 (33.6%)
平成26年度 (対前年比)	119,984.0 (3.3%)	26,803.0 (11.0%)	11,097.5 (24.3%)
平成27年度 (対前年比)	123,058.5 (2.6%)	29,361.0 (9.5%)	13,558.5 (22.2%)
平成28年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成29年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)

※雇用者数（人）はカウント数

8 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、「女性の活躍推進のための積極的取組の推進」や「女性のライフステージに対応した活躍支援」を着実に実施すること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

こうした中、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が、平成27年9月4日に公布され、平成28年4月から常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。

<具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。具体的には、中小企業における女性の職域拡大に向けて、女性用のトイレや更衣室の設置など、職場内で女性が能力発揮し活躍できる環境整備に対して支援を行うこと。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。

9 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 内閣官房・農林水産省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催は、東京そして日本に世界の注目が集まるとともに、様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、全国の産業が飛躍を遂げる絶好の機会である。

都は、都内はもとより全国の中小企業等にこうしたビジネスチャンスを波及させていくため、東京商工会議所及び東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施している。

その取組の一貫として、都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月より運営しており、このサイトを全国の事業者が活用することにより、受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につなげていくことができる。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2018」や、国の「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられている。

また、組織委員会をはじめとする東京都の外郭団体も順次、電子入札システムとして活用を開始しており、都としても今後一層の活用促進を図るとともに、東京2020大会とその先を見据え、民間企業同士の受発注取引の活性化も進めていく。

日本全体の経済の活性化を図るためには、このサイトへの登録・案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「中小企業世界発信プロジェクト」を都と連携して推進していくこと。
- (2) 特に、その取組の一環である「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業世界発信プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援など、中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開する。

① ビジネスチャンス・ナビ 2020

東京 2020 大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者の PR 情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

<組織委員会や国における位置づけ>

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2018 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（平成 30 年 5 月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年 4 月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

【ビジネスチャンス・ナビ2020の概要】

